

地域おこし協力隊 令和6年度活動報告会 のお知らせ

八雲町で活躍する地域おこし協力隊の日々の活動内容について、報告会を開催します。申込不要でどなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

また、協力隊の活動情報については、町HPでご覧いただけます。



町HP

【日時】 3月16日(日)
午後2時～4時

※開場 午後1時50分

【場所】
はびあ八雲 コミセンホール

【参加費】 無料

【問い合わせ先】
政策推進課企画係
☎0137-62-2300

水道・下水道の使用中止に関する 手続きについて

水道等の使用を中止する場合は、検針票等に記載されているお客様番号（もしくは、契約住所・氏名）、転居日、精算方法、転居先の住所を問い合わせ先に届け出または連絡をしてください。

届け出または連絡がない場合は、基本料金がかかります。ですので、お忘れのないようにしてください。

精算方法について

納付書による支払いまたは口座引落での精算になります。

【納付書による支払い】
・納付書は、転居先の住所に送付します。
（納付書裏面に記載の取扱金融機関で支払う場合には、手数料がかかります。）

※コンビニ・郵便局での支払い
いは出来ません。

※近くに金融機関が無い場合
納付書と現金を釣り銭が出ないよう現金書留にて当課まで送付してください。

【口座引落】

・毎月25日（25日が休日の場合は翌営業日）に前月分の料金を口座から引き落としします。引落予定額が記載されている検針票を転居先の住所に送付しますので、ご確認ください。

※口座解約等の理由により引落不能になった場合、後日納付書を送付します。

使用者等が変わるお知らせ

水道の利用者、支払方法などを変更する場合は、問い合わせ先まで届け出または連絡をしてください。

【問い合わせ先】
・環境水道課業務係
☎0138-63-2020
・熊石総合支所地域振興課
☎01398-2-3111



軽自動車の登録事項に関する 手続きについて

所有者などの変更、廃車（破棄、譲渡、転出など）の手続きが行われていない軽自動車は、引き続き賦課期日である4月1日の登録に基づき軽自動車税（種別割）が課税されます。

また、納税通知書を滞りなく受け取るために、登録事項（住所、氏名、定置場など）に変更があった場合は、すみやかに変更手続きを行ってください。

【軽自動車税の対象となる車両】

軽四輪車、二輪の小型自動車、軽二輪自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車など

【注意事項】
八雲町ナンバーの原動機付自転車および小型特殊自動車は、一時的に利用しないという理由での廃車手続きはできません。

【手続き・問い合わせ先】
○軽四輪車
軽自動車検査協会
・軽自動車検査協会
函館事務所
☎050-3816-1764
○二輪の小型自動車、軽二輪自動車など

・函館運輸支局
☎050-5540-2002

○原動機付自転車、小型特殊自動車など
・財務課資産税係
☎0137-62-2114

※熊石総合支所地域振興課、落部支所でも受け付けています。

司法書士・行政書士
やまびこ事務所

●相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK
お困りのことはありませんか？ 初回相談無料

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)